

京都発 令和の茶会「光冠茶会」 企画運營業務
に係る受託候補者選定評価基準及び評価点

1 目的

この基準は、企画提案書の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価基準、評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。

別表 企画提案書の評価基準及び評価点

(1) 評価基準

ア 業務体制・事業実績

評価項目	評価事項	評価			備考	
		A	B	C		
(ア)	業務実績	類似業務実績の有無（規模、内容等）、及び本事業に類似しているか	大半が類似している	一部が類似している	類似していない又は実績がない	1号様式
	①	事業・イベント等運営業務				
	②	撮影又は配信業務				
	③	チケット販売又は広報業務				

イ 提案内容等

評価項目	評価事項	評価					備考	
		A	B	C	D	E		
(ア)	提案項目	提案内容の実現性	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	2号様式
		事業全体を理解し、現状の課題を解決できる提案か	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		新型コロナウイルス感染症防止対策を適切に講じているか	良好	/	妥当	/	不十分	
		提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、事業効果が見込める提案であるか	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(イ)	業務実施方針	本業務における取組方針、取組体制は妥当であるか	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
		提携する文化芸術関係者と良好な関係が築けそうか	きわめて良好	良好	妥当	やや不十分	不十分	
(ウ)	業務実施手法	業務の進め方は妥当であるか	きわめて良好	良好	普通	やや不十分	不十分	

ウ 見積金額

評価項目	評価事項	評価	備考
(ア)	見積金額	企画に応じた見積金額となっているか（※）	A(10点) B(8点) C(6点) D(4点) E(2点)

※以下の5段階とする。最低金額とは、参加業者から示された見積金額のうち、最低の額のことを言う。

A= 最低金額以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5) 未満

B= (最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5) 以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5) 未満

C= (最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5) 以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5) 未満

D= (最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5) 以上、(最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5) 未満

E= (最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5) 以上、予定価格以下

小数点以下は切り捨てる。契約金額上限額を超える場合は失格。

エ 京都市公契約基本条例との関係

評価項目	評価事項	評価	備考
(ア)	京都市公契約基本条例	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか	該当する（10点）／該当しない（0点）

(2) 評価点表

評価項目		基準点					評価点を記入	備考
		評価						
ア 業務体制・業務実績		A	B	C				
(ア)業務実績	類似業務実績の有無(規模,内容等),及び本事業に類似しているか※1	—	—	—			1号様式	
①	事業・イベント等運営業務	10	5	0				
②	撮影又は配信業務	10	5	0				
③	チケット販売又は広報業務	10	5	0				
小 計		30点満点						
イ 提案内容等		A	B	C	D	E		
(ア)提案項目	提案内容の実現性	10	8	6	4	2	2号様式	
	事業全体を理解し,現状の課題を解決できる提案か	10	8	6	4	2		
	新型コロナウイルス感染症防止対策を適切に講じているか	10	—	6	—	2		
	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ,事業効果が見込める提案であるか	10	8	6	4	2		
(イ)業務実施方針	本業務における取組方針,取組体制は妥当であるか	10	8	6	4	2		
	提携する文化芸術関係者と良好な関係が築けそうか	10	8	6	4	2		
(ウ)業務実施手法	業務の進め方	10	8	6	4	2		
小 計		70点満点						
ウ 見積金額		A	B	C	D	E		
(ア)見積金額	企画に応じた見積金額となっているか(※2)	10	8	6	4	2		
小 計		10点満点						
エ 京都市公契約基本条例との関係								
(ア)京都市公契約基本条例		該当する(10点)/しない(0点)						
小 計		10点満点						
合 計		120点満点						

※1 提出者側の錯誤により万一、2件以上の業務実績の提出があった場合、年度の新しいものから1件を評価対象とする。

※2 以下の5段階とする。最低金額とは、参加業者から示された見積金額のうち、最低の額のことを言う。

A= 最低金額以上, (最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5) 未満

B= (最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5) 以上, (最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5) 未満

C= (最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5) 以上, (最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5) 未満

D= (最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5) 以上, (最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5) 未満

E= (最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5) 以上, 予定価格以下